

### 3 景観計画の区域（景観法第8条第2項第1号）

#### (1) 景観計画区域と区域区分

本計画が適用される範囲は、釜石市の全域を景観計画区域とします。

また、景観計画区域内を、景観上の特性が異なる区域（一般景観地域・特定景観地域）に区分し、特性に応じた良好な景観の形成を図ります。

#### (2) 一般景観地域

(3) の特定景観地域を除く全域を一般景観地域とし、次の地区を定めます。（別図参照）

##### 自然景観地区

主として山岳や海岸等、人為的な利用が少なく、自然の景観特性を有する地域等

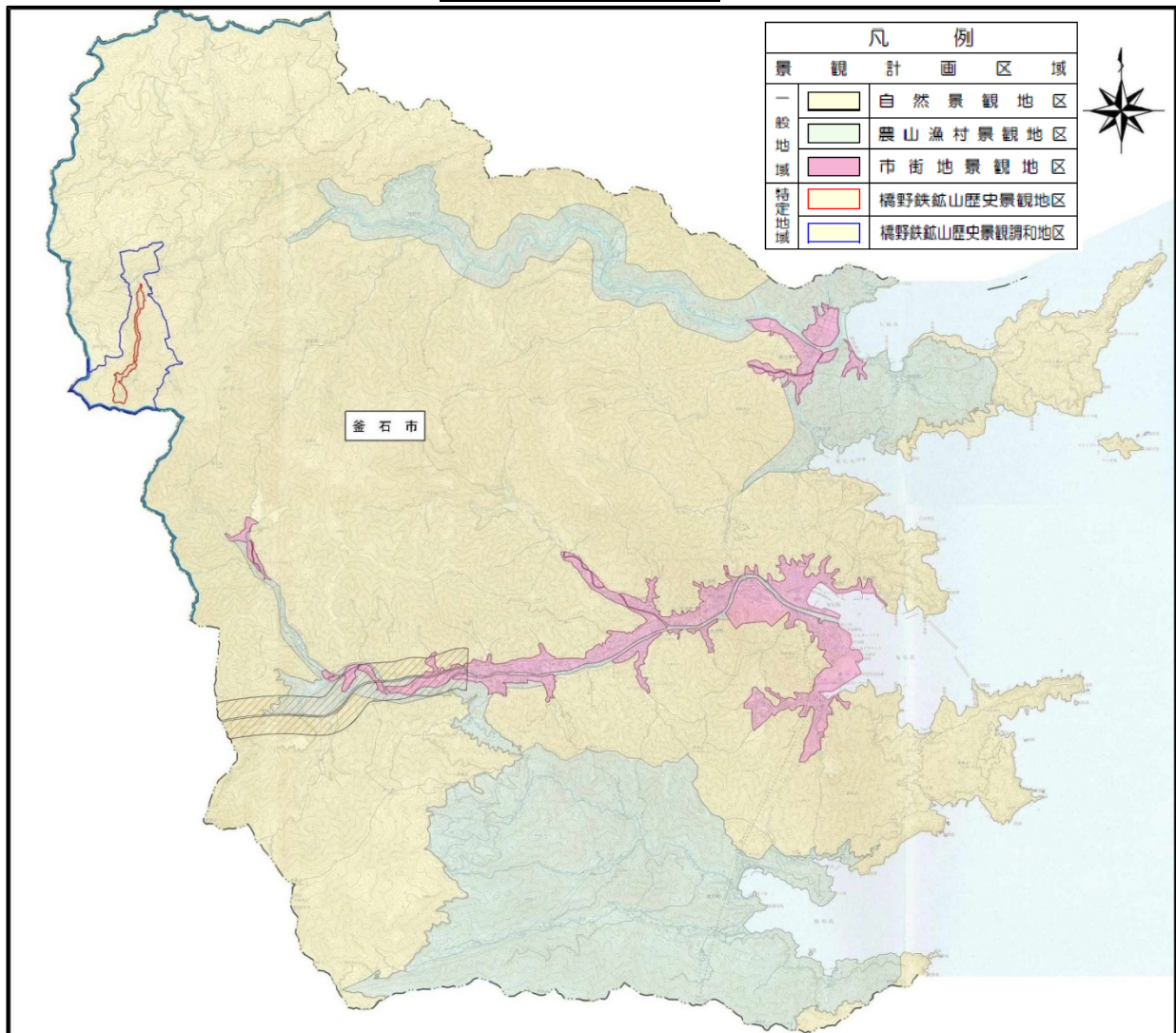
##### 農山漁村景観地区

主として農林水産業等の一次産業によって形成される農山漁村の景観特性を有する地域等

##### 市街地景観地区

主として商工業施設や住宅等によって形成される市街地の景観特性を有する地域等

釜石市景観計画区域図



### (3) 特定景観地域

卓越した歴史的景観と重要な自然景観を持つ橋野町青ノ木地区に、その文化的な価値を保全・管理するとともに、その魅力を一層高めていく観点を踏まえ、特定景観地域を定めます。その範囲は、世界遺産登録の推薦資産としている橋野鉄鉾山（橋野高炉跡及び関連遺跡）の保護のために必要な範囲として、当該資産からおおむね見渡せる範囲であって、地形や樹種等を勘案して設定する範囲とします。

#### 橋野鉄鉾山歴史景観地区

世界に誇れる歴史的な文化的景観と評価される産業遺跡が現存し、育まれてきた景観を保全する地域

#### 橋野鉄鉾山歴史景観調和地区

橋野鉄鉾山歴史景観地区の遺産群とともに、良好な状態で保存すべき地域

釜石市景観計画区域図（特定景観地域）

